

障がいのある人もない人も共に生きる社会へ 障がいについて考えてみませんか？

毎年12/3～9は障害者週間です

障害者週間とは、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

潮来市では、障がいのある方やその保護者、介護者等からの相談に応じ、自立した生活ができるよう支援を行っています。気になること、心配なこと等ございましたら、お気軽にご相談ください。

潮来市障害者基幹相談支援センター

障害者基幹相談支援センターでは、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行っています。障害者手帳の有無にかかわらず、お気軽にご相談ください。

【☎63-1111 内線392～394(社会福祉課内)】

- 総合相談・専門相談……………暮らしのこと、経済的なこと、将来的なこと等生活上の心配事等を総合的に相談できる窓口
- 地域の相談支援体制強化………誰もが暮らしやすいまちを目指し、地域や関係機関との連携を強化
- 地域移行・地域定着……………医療機関や入所施設に長期入院・入所している方が安心して暮らせるよう関係機関と共に支援
- 権利擁護・虐待防止……………成年後見制度の利用支援や普及・啓発、虐待等の権利侵害の相談



潮来市障害者虐待防止センター

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際は通報が義務付けられています。発見した方は、ひとりで抱え込まず、速やかに障害者虐待防止センターに通報してください。

【☎63-1111 内線392～394(社会福祉課内)】

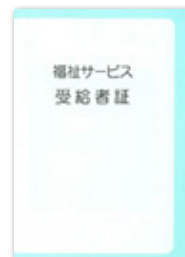


市ホームページ

自立や社会生活を支援する障害福祉サービス

障がいの程度により、利用者が自らサービス内容を選択し、提供事業者と契約を結ぶことによりサービスを受けることができます。利用には受給者証の交付を受ける必要があります。利用方法等は社会福祉課までお問合せください。

- 障がい者
 - ・(訪問系)居宅介護等……………ヘルパーを派遣し、自立した生活を送るための訓練を実施
 - ・(日中活動)就労継続支援等………事業所へ通所し、一般就労に向けた訓練を実施
 - ・(居住系)施設入所等……………施設の入所を通して、自立訓練を実施
- 障がい児
 - ・児童発達支援(就学前)……………身体的、精神的機能の適正な発達を促し、日常及び社会生活を円滑に営めるようにするための福祉サービス事業
 - ・放課後等デイサービス(就学後)………障がいのある就学児に対し日常生活の支援や訓練、学習指導等の場を提供し自立的な社会生活を送れるようサポートする福祉サービス事業



市内事業所一覧

自立支援医療(医療費支援)

都道府県の指定医療機関で心身の障がいの除去・軽減を図るために必要な医療を受ける際の医療費助成で、医療費の原則1割が自己負担となります。対象者、申請方法等の詳細は市ホームページをご覧ください。



育成医療・更生医療



精神通院

障害者手帳(身体・知的・精神)

障害者手帳は、障がいのある方が取得することができる手帳で、手帳を取得することにより、障がいの種類や程度に応じて様々な福祉サービスを受けることができます。



●身体障害者手帳(市交付)

身体に障がいのある方の所持する手帳

●療育手帳(県交付)

知的障がいにより日常や社会生活において制約のある方の所持する手帳

●精神障害者保健福祉手帳(県交付)

精神障がいのため長期(6か月以上)にわたり、日常や社会生活において制約のある方の所持する手帳
対象者や申請方法、その他小さなことでも構いませんので、社会福祉課までご相談ください。

各種手当

●特別児童扶養手当(20歳未満)

在宅で一定の障がいがある児童を養育している保護者が対象

【支給額(月額)】

・1級の場合:55,350円

・2級の場合:36,860円

●在宅心身障害児福祉手当(20歳未満)

在宅で身体または知的障がいのある児童を養育している保護者が対象

【支給額(月額)】3,000円

●特別障害者手当(20歳以上)

在宅で常時特別な介護を必要とする方が対象

【支給額(月額)】28,840円

●障害児福祉手当(20歳未満)

在宅で常時介護を必要とする児童が対象

【支給額(月額)】15,690円

●難病患者福祉見舞金

指定難病受給者証や小児慢性受給者証をお持ちの方が対象

【支給額(月額)】2,000円

※受給には他にも条件があります。

申請方法等、詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

茨城県障害者差別相談室

茨城県では、障がいのある方への差別に関する無料相談窓口を設置しています。お困りごとがありましたら、ご相談ください。



茨城県障害者差別相談室

事業者の皆さまへ(「合理的配慮の提供」が義務化)

障害者差別解消法の改正により、事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」が義務化されました。詳細は、内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」をご確認ください。



内閣府ポータルサイト

ヘルプマークを見かけたら？

ヘルプマークは、思いやりや手助けが必要なことが外見から分かりにくい方のためのしるしです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



茨城県ホームページ

【お問合せ】社会福祉課 障害福祉グループ ☎63-1111 内線392～394